

4

納税するには

以下の納付方法でお納めいただけます。(詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください。)
なお、自動車税事務所・各県税事務所や運輸支局で納税の確認が取れるまでには一定の日数がかかります。

		地方税お支払サイト (eLTAX) 			スマートフォン決済アプリ 		Pay-easy (ペイジー) 		窓口 (現金のみ)		
納付方法		クレジットカード	インターネットバンキング	口座振替 (ダイレクト方式)	PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い、PayB 等の対応アプリについては、地方税お支払サイトでご確認ください。		インターネットバンキング・モバイルバンキング	金融機関ATM	自動車税事務所・県税事務所市町村	金融機関	コンビニエンスストア等
納付時の車検用納税証明書・領収証書の有無		無し			無し		無し		有り		
納付場所利用方法		右のQRコードを読み取るか、地方税お支払サイトで検索。案内画面に従い、納税通知書下部のeL-QR (QRコード)を読み取るか、納税通知書に記載のあるeL番号を入力のうち、お手続きしてください。複数の納付書を一度の手続きで納付する「まとめ納付」も可能です。 			スマートフォンで各アプリから納税通知書下部のeL-QR (QRコード)を読み取り、案内画面に従いお手続きしてください。		金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングの案内画面に従い、納税通知書に記載のある番号を入力のうち、お手続きしてください。	金融機関設置のペイジーマークのあるATMの案内画面に従い、納税通知書に記載のある番号を入力のうち、お手続きしてください。	・千葉県内の自動車税事務所・各県税事務所 ・納税通知書裏面に記載のある県内の市町村	・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・農業協同組合等 ・全国のゆうちょ銀行・郵便局	・コンビニエンスストア (主要全国チェーン各店) ・MMK設置店 (無人端末機を除きます)
注意点		・利用できるカードブランドは、Visa・MasterCard・JCB・AmericanExpress・DinersClubです。 ・納付税額に応じたシステム利用料がかかります。	・利用可能時間は8時30分から24時までです。 ・事前にインターネットバンキングの契約が必要です。	・利用可能時間は8時30分から24時までです。 ・事前にeLTAXの利用者登録と口座情報の契約が必要です。	・取扱金額の上限があります。(利用するアプリで異なります。アプリのサイトにてご確認ください) ・県税事務所・自動車税事務所及びコンビニエンスストア等の窓口ではスマートフォン決済での納付はできません。	・事前にインターネットバンキング、モバイルバンキングの利用契約が必要です。	・コンビニエンスストアに設置されているATMでは納付できません。	・インターネットバンキング、モバイルバンキングのアクセス方法やATMの操作方法等、ご不明な場合は、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。 ・一部の金融機関では電子納付に対応しておりません。	・eL-QR (QRコード) が記載された納付書は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。 eLTAXホームページをご確認ください。  共通納税対応金融機関 検索	領収証書を必ず受け取り、金額や領収印の日付等をご確認ください。	領収証書とレシートを必ず受け取り、金額や領収印の日付等をご確認ください。
		※継続的な支払いではないため、毎年手続きが必要です。									
				・領収証書及び納税証明書は発行されません。 ・納付手続き完了後に、納付を取り消すことはできません。							
車検用納税証明書について		運輸支局の窓口で納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになりました。ただし、納税確認に一定の日数 (下記参照) がかかりますので、車検をお急ぎの場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で現金で納付のうえ、納税証明書をご用意ください。(詳しくは、「5 車検のときは」をご覧ください。)									
納税の確認が取れるまでの日数	自動車税事務所・各県税事務所	2営業日	2営業日	2営業日	2営業日	約1週間		即日 ※市町村は約2か月	約2週間 ※全国のゆうちょ銀行・郵便局は約1週間	約1週間	
	運輸支局	上記の日数+2営業日									

※ 1 納期限を過ぎてしまうと、法令の定めるところにより延滞金が徴収されます。 ※ 2 「地方税お支払サイト」は、令和8年9月に「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。

5

車検のときは

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます。

- ☞ 車検時に納税証明書の提示が省略できるため、納税証明書を紛失した場合でも、再発行の手続きは必要ありません。(自動車税、自動車税 (種別割) 及び延滞金に未納がない場合に限ります。)
- ☞ 令和8年度に千葉県で課税された自動車 that 千葉県以外の都道府県に転出した場合でも、全国の運輸支局で納税情報が確認できるため、納税証明書を用意していただくかなくても車検を受けることができます。
- ☞ 減免等を受けている自動車についても、納税証明書を用意していただく必要はありません。

ご注意ください！

- ☞ 運輸支局への納税情報の提供に一定の日数 (※「4 納税するには」をご覧ください。) がかかるため、納税証明書の用意が必要な場合があります。
自動車税納税証明書が添付された領収証書は大切に保管してください。
自動車税の納付から車検までの日数が上記「4 納税するには」の運輸支局で納税の確認が取れるまでの日数に満たないときは、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で現金で納付のうえ、納税証明書を用意していただければ車検が受けられます。
- ☞ 納税証明書の登録番号欄が「★★★★」となっている場合は、納税の確認ができない場合があります。お近くの各事務所 (納税通知書裏面に記載) で納税状況の確認をお願いします。(納税証明書の交付請求が必要になる場合があります。)
- ☞ 取扱日付印の有効期限を過ぎて本税のみを納付した場合、延滞金が発生している場合があります。お近くの各事務所で納税状況の確認をお願いします。(納税証明書の交付請求が必要になる場合があります。)
- ☞ 車検を第三者 (業者等) に依頼する場合は、納税証明書の提出 (提示) を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。

6

障害者の方のための減免制度について

もっぱら障害者の方の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税を減免する制度を設けています。

減免を受けるためにはお近くの各事務所 (納税通知書裏面に記載) の窓口で申請が必要です。必要書類を添えて定められた期限までに申請をしないと、その年度の減免を受けられませんのでご注意ください。

対象	各種障害者手帳等 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか) をお持ちの方又はその方と同居で生計を一にするご家族等が所有する自動車で、一定の要件に該当し、もっぱら障害者の方の移動のために使用する自動車 (障害者の方1人につき1台に限ります。)
申請の期限	下表のとおり (注) 期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。

該当区分	申請の期限
①3月31日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含みます。)	障害者手帳等の新規交付日 (等級変更により新たに減免対象となった日を含みます。) から1か月以内
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録日から1か月以内
④今まで減免を受けていた自動車 (前減免車) から別の自動車 (申請車) へ乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1か月以内

(注) ④の申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録 (名義変更) の場合の申請期限は、翌年度の納期限です。

- ※1 減免対象となる障害の等級・程度や必要書類等については、右上の QR コードから千葉県ホームページをご覧ください。
- ※2 介護保険の要介護認定を受けていても、上記のいずれかの手帳をお持ちでなければ減免の対象になりません。
- ※3 身体障害者用の構造を有する自動車 (車いす移動車等) についても、減免制度があります。
- ※4 軽自動車税の減免制度については、各市町村へお問い合わせください。



身体障害者減免